



婦告示第 9 1 号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第 3 次地区増田換地区の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 16 年 10 月 1 日

婦中町長 大 島 外 夫



1. 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字・字の区域を変更し、大字「増田」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
婦中町	上轡田	上石塚割	318 の 2、319 の 1 から 319 の 4 まで、320 の 2、328 の 2、328 の 3、329 の 2、329 の 3、330 の 1、330 の 2、331 の 2、331 の 3、333 の 2、337 の 4 から 337 の 7 まで、338 の 1 から 338 の 5 まで、339、340 の 1、340 の 2、341 の 1、341 の 2
		大開割	605 の 2、606 の 2、607 の 2、608 の 2、626

並びに上記の区域に介在する国有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「増田」に編入する区域	
	大字名	地 番
婦中町	板倉	3985 から 3996 まで、3997 の 1、3997 の 2、3998 の 1、3998 の 2、3999 の 1、3999 の 2、4005 の 2、4006 の 2、4007 の 2、4007 の 3、4008 の 1、4008 の 2、4009 の 2、4010、4011 の 1、4011 の 2、4012、4013 の 1、4013 の 2、4014、4015 の 1、4015 の 2、4016 の 1、4016 の 2、4017、4018 の 2、4018 の 3、4019 の 1 から 4019 の 3 まで、4020、4021 の 1、4021 の 2、4022、4023 の 1、4023 の 2、4024 の 1、4024 の 2

並びに上記の区域に介在する国有地の全部を含む。

2. 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
婦中町	増田	村上割	47の6、48の10、48の12、88の4、89、90の1から90の5まで、 91の1、91の2、99、99の2、101の2、101の3、101の5、 102の1、103、104の1、104の2、105の2から105の5まで、 106の2、106の3、114の2、116の2、117の1、117の2、 117の4、117の7から117の9まで、118の2から118の4まで、 119の1、119の2、120の1から120の8まで、121、121の2、122、 122の2、123、124、125の1から125の3まで、127の1から127の7まで、 128から131まで、131の2、132から134まで

並びに上記の区域に介在する国有地の全部を含む。